

看護補助員労働者派遣契約書

山形県立中央病院長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と○○○ ○○○（以下「受注者」という。）とは、次の各条項により労働者派遣契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、発注者が行う業務を補助するために、受注者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を発注者に派遣すること及び派遣労働者が行う業務（以下「派遣業務」という。）を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（派遣就業にかかる基本姿勢）

第2条 発注者及び受注者は、労働者派遣法及び労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び本契約を遵守し、派遣労働者に対し適正な労務管理を行うこととする。

2 発注者は、本契約に定めた業務以外の業務に派遣労働者を従事させてはならない。

（派遣労働者が行う業務及び勤務場所等）

第3条 次の各号に掲げる事項については、別添仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して別に定めるものとする。

- 一 派遣労働者の就業場所
- 二 労働者派遣の期間、人数及び休日等
- 三 派遣労働者が従事する業務の内容
- 四 派遣労働者を直接指揮命令する者
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻
- 六 資格要件

（契約期間）

第4条 本契約の期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 契約期間開始日に仕様書に定める人数を派遣できない場合は、協議のうえ、派遣開始日を延期することができるとする。

（派遣金額）

第5条 この契約に基づく派遣金額は、看護補助員1人あたり時給○○円（交通費込み、消費税別途）とする。ただし、労働時間が深夜（22時から24時）の時間帯にあっては、時給の25%を増額する。請求額は、上記金額に勤務時間を乗じ、消費税を加えたものとする。

る。

2 受注者は、当該月の業務完了後、翌月 10 日までに発注者に請求し、発注者は、月の末日までに受注者に支払うものとする。

(契約金額の変更)

第 6 条 第 5 条に規定した契約金額について、物価・経済状況の変化その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、変更することができる。

(受注者の履行義務等)

第 7 条 受注者は、発注者に対して、本契約及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、発注者、受注者協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(支払遅延利息)

第 8 条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第 5 条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第 9 条 金〇〇〇円とする。

(再派遣等の禁止)

第 10 条 受注者は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を発注者に再派遣してはならない。

2 受注者は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第 11 条 受注者は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ発注者に対し、労働者派遣法第 5 条第 1 項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 受注者は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第 10 条に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第 12 条 受注者は、本契約にかかる派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第

35 条に定める事項を発注者に通知しなければならない。

(個別派遣契約の締結)

第 13 条 発注者及び受注者は、前条の規定により通知を受けたものについて、労働者派遣法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた個別派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。

2 受注者は、発注者に労働者を派遣する都度、「労働者派遣通知書」を作成し、発注者に通知する。

(報告等)

第 14 条 受注者は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間を発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

第 15 条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生時の対応手順)

第 16 条 山形県立中央病院内において、受注者が関与する事故が発生した場合は、直ちに発注者の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を発注者に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して 10 日以内に提出するものとする。

(損害賠償)

第 17 条 派遣業務の遂行につき、派遣労働者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えた場合は、受注者は発注者に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他発注者が使用する者（以下本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、発注者及び受注者は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定めるものとする。

3 発注者は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、受注者に書面で通知するものとする。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
 - (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 行政上の処分を受けたとき。
 - (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
 - 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
 - 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損

害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(社会紛争及び天災)

第 19 条 騒擾、労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、受注者の業務履行が不可能又は困難となった場合、受注者は発注者が蒙る損害についてはその責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 20 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(契約の解除)

第 21 条 発注者又は受注者がやむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し発注者、受注者協議するものとする。

(中途解除にあたって講ずべき措置)

第 22 条 発注者の責に帰すべき事由により個別契約の契約期間が満了する前に中途解除の申し入れがあった場合には、発注者と受注者は連携し、新たな就業機会の確保を図ることとする。

2 個別契約の中途解除にあたって、前項の派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることのできない場合は、発注者は、少なくとも中途解除により受注者に生じた損害(労働基準法等に基づく休業手当相当額、解雇予告手当相当額以上の額)を賠償しなければならない。ただし、第 18 条及び第 21 条による解除の場合を除く。

(金銭及び有価証券等の取扱い、自動車の使用他)

第 23 条 発注者は、受注者の派遣労働者に自動車使用及び現金、有価証券その他これに類する証券、貴重品の取扱いをさせないものとする。但し、業務上必要である場合は別途覚書締結の上、発注者の責任においてこれをなすことを妨げない。

(安全衛生)

第 24 条 発注者及び受注者は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

2 発注者は、受注者から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。

- 3 発注者は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止する為の措置を講ずるとともに、派遣労働者の安全衛生管理につき適切な管理を行うものとする。受注者は、発注者の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努める。
- 4 労働安全衛生法に基づく定期健康診断及びストレスチェック制度については受注者の責任と負担において実施するものとする。定期健康診断以外で発注者の事業所の方針及び派遣労働者の従事する業務によって必要とされる医療関連感染対策等については、発注者の責任と負担にて実施するものとする。

(権利の帰属)

第 25 条 本契約に基づき、派遣労働者が業務の実施に当たって発生した権利は、全て発注者に帰属するものとする。

(協議事項)

第 26 条 本契約に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議のうえ別に定めるものとする。

(談合等に係る契約解除)

第 27 条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項若しくは第 2 項(第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の

指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報保護)

第28条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(特約事項)

第29条 受注者は発注者の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 契約が終了した場合は、受注者は、発注者の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、発注者が指示する者に対して業務を引継がなければならない。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者、受注者とも記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

発注者 山形県山形市大字青柳 1800 番地
山形県立中央病院長 ○○ ○○
登録番号 T4-8000-2000-1414

受注者 ○○○○
○○○○
○○○○
○○○○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるのと同時に必要な措置を求めることができる。